

① 要支援1・要支援2・要介護1の認定を受けた方の福祉用具貸与について

要支援1・要支援2・要介護1の認定を受けた方は、下表ア～オの福祉用具を原則として貸与できません。ただし直近の認定調査内容を確認し、調査結果が「貸与できる条件」に該当する場合は貸与可能となります。

対象外種目	貸与できる条件	要介護認定結果等確認内容
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7 歩行「3. できない」 何かにつかまったり支えられても歩行が不可能であるため、車いすを使用しなければならない、あるいは、どのような状況であっても歩行ができない場合をいう。寝たきり等で歩行することがない場合、あるいは、歩行可能であるが医療上の必要により歩行制限が行われている場合も含まれる。 ※1 認定調査結果がないため、主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指定介護予防支援事業者又は指定居宅介護支援事業者が判断
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起き上がりが困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 起き上がり「3. できない」 介助なしでは一人で起き上がることができない等、起き上がりに何らかの介助が必要な場合をいう。途中まで自分でできていても最後の部分で介助が必要である場合も含まれる。 基本調査1-3 寝返り「3. できない」 介助なしでは一人で寝返りができない等、寝返りに何らかの介助が必要な場合をいう。
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 寝返り「3. できない」 介助なしでは一人で寝返りができない等、寝返りに何らかの介助が必要な場合をいう。
エ 認知症老人徘徊感知器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1 意思の伝達「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 手段を問わず、常時、だれにでも意思の伝達ができる状況以外をいう。 ほぼ確実に意思が伝達できる場合も含まれない。 又は 基本調査3-1～7 認知機能のいずれか「2. できない」 又は3-8～9「3. ある」 又は 基本調査4-1～15 精神・行動障害のいずれか「1. ない」以外 基本調査2-2 移動「4. 全介助」以外 自分では移動がまったくできない場合以外をいう。
オ 移動用リフト（つり具の部分を除く。）	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部または全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査1-8 立ち上がり「3. できない」 自分ではまったく立ち上がることができない場合をいう。体の一部を介護者が支える、介護者の手で引き上げるなど、介助がないとできない場合も含まれる。 基本調査2-1 移乗「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 ※1 認定調査結果がないため、主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指定介護予防支援事業者又は指定居宅介護支援事業者が判断

※1 福祉用具貸与を開始する場合、理由書の提出は不要です。取り扱いについては次頁②をご覧ください。

◎上表に該当しない場合でも、貸与可能（例外給付）となる場合があります。次頁③をご覧ください。

② 表アの（二）及びオの（三）に基づく福祉用具貸与について

前頁の表アの（二）、オの（三）に基づいて福祉用具貸与をする場合は、次のとおり取り扱い願います。

- (1) 主治医から得た情報を踏まえて、福祉用具専門相談員のほか利用者の状態像について適切な助言が可能の方が参加するサービス担当者会議等を開催し、「適切なケアマネジメント」により、居宅介護支援事業所（介護予防支援事業所）が貸与の可否を判断します。
- (2) ケアプラン等に(1)の内容を記載します。
 - ・要介護1の方は、「第1表 居宅サービス計画書(1)」、「第2表 居宅サービス計画書(2)」、「第3表 週間サービス計画表」、「第7表 サービス利用表」、「第8表 サービス利用表別表」のいずれかへ記載します。
 - ・要支援1・2の方は「介護予防サービス・支援計画書」へ記載します。

③ 福祉用具貸与（例外給付）について

前段の①または②に該当しない方でも、疾病等の症状により福祉用具が特に必要となる方については、例外給付が認められる場合があります。その際、保険者（介護福祉課）の承認が必要となりますので、次のとおり取り扱い願います。

- (1) 医師の医学的な所見に基づいて、次のi)～iii)の状態像に該当する方が判断します。

医学的な所見は、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書または担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えありません。

例外給付の対象となる状態像（例）

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に前頁の表の状態となる方（例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象）
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに前頁の表の状態になることが確実に見込まれる方（例 がん末期の急速な状態悪化）
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から前項の表に該当すると判断できる方（例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

※括弧内の状態は、あくまでもi)～iii)の状態の方に該当する可能性のあるものを例示したので、その状態以外でもi)～iii)の状態であると判断される場合もあります。

- (2) 上記(1)の所見を踏まえてサービス担当者会議等を開催し、「適切なケアマネジメント」により福祉用具貸与が特に必要であると判断します。
- (3) 上記(1)のほか、ケアプラン等に当該医師の所見及び医師の名前を記載します。
 - ・要介護1の方は、「第1表 居宅サービス計画書(1)」、「第2表 居宅サービス計画書(2)」、「第3表 週間サービス計画表」、「第7表 サービス利用表」、「第8表 サービス利用表別表」のいずれかへ記載します。
 - ・要支援1・2の方は「介護予防サービス・支援計画書」へ記載します。
- (4) 保険者へ「(軽度者に係る)理由書」及び上記(1)(2)を確認できる書類の写しを提出します。
※認定結果が出ていない方が貸与を開始する場合は、認定結果を予測し当該支援事業所が提出します。

令和6年1月
石巻市保健福祉部介護福祉課
指導給付係